

**「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方（案）」**  
**パブリックコメントの結果と対応**

東京都では、令和元年7月11日に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方（案）」を公表し、ホームページの掲載等を通じて、都民の皆様から幅広いご意見を募集いたしました。

頂いたご意見の概要と、それに対する考え方や対応をお示しいたします。

ご意見を頂きました皆様に深く感謝いたします。

○実施期間：令和元年7月11日～8月13日

○意見数：7通、13件

意見の概要	考え方・対応
<p>○優先整備の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者数だけで優先整備とするのではなく、どんな人が利用しているのか、利用状況を考慮して欲しい</li> <li>・特別支援学校や障害者支援施設へのアクセスマートとなる駅については、ぜひとも優先整備の対象としていただきたい</li> <li>・駅利用者が少なくても、通過駅（特急・急行等）は優先整備としてほしい</li> <li>・鉄道事業者および自治体にて設置の意向のある駅は、乗降者数等の要件を満たさなくても優先整備の対象としていただきたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・13～17 ページに記載のとおり、優先整備の考え方の検討にあたっては、駅周辺の特性と駅の特性から優先整備の視点を設けています。そのうち、駅周辺の特性は、駅の利用状況などのニーズを踏まえて、駅の利用者数だけではなく、駅周辺の施設の用途を考慮することとしております。</li> <li>・13～17 ページに記載のとおり、優先整備の視点のうち、駅周辺の特性では、駅周辺の施設の用途を考慮することとし、例として、特別支援学校や障害者福祉センター等を示しています。 また、駅の特性では、ホームドアにおいて、列車への接触の危険性を踏まえ、通過駅（特急・急行等）等を例として示しています。</li> <li>・13～17 ページに記載のとおり、優先整備の考え方では、駅周辺の特性および駅の特性を考慮して優先整備の視点を設定しております。</li></ul>

- ・「駅周辺の特性」の視点について、現状とともに、整備期間と駅周辺の将来予測も優先整備の視点にすべき
- ・駅舎自身の老朽化対策とあわせて、ホームにおける安全性の向上、駅構内での円滑な移動環境の整備が必要
- ・駅周辺のまちづくりと一体に、鉄道駅のバリアフリーを含めた整備を、早期に着手していくしくみづくりを策定していただきたい

### ○事業の推進について

- ・私鉄におけるホームドアがあまり進んでいないため、都・国の補助金を活用すべきであり、都の予算を確保し、鉄道バリアフリーを推進して欲しい。
- ・2020年に向けて、利用が多い駅、多くなると予想される駅から対応すべき

・15 ページに記載のとおり、駅周辺の特性は、駅の利用者数だけではなく、駅周辺の施設の用途を考慮することとしております。

新たに駅周辺の施設整備がなされる場合には、そうした施設についても考慮していきます。

・駅に特段の理由がある場合、区市町や鉄道事業者の意見を踏まえ考慮していきます。

・駅とその周辺のバリアフリーの取組を推進するため、区市町村は「バリアフリー基本構想」を策定し、周辺の施設やそこに至るまでの経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めております。

都は、区市町村が設置する協議会に参画するとともに計画策定に関する補助を実施しています。

・12 ページに記載のとおり、今回の考え方では、JR・私鉄の利用者10万人未満の駅にも補助の拡大・充実を図っていくことを検討しています。

今後、必要な予算の確保に努めるとともに、国や区市町と連携し、鉄道事業者の取組を支援していきます。

・6 ページに記載のとおり、東京2020大会の会場周辺の最寄り駅や空港アクセス駅等において、鉄道事業者によるエレベーターの増設や大型化の取組が進められており、都は、国とともに補助を行い、駅のバリアフリー化を促進しております。

### ○個別の駅について

- ・JR金町駅に優先してホームドアを設置すべき
- ・京急雑色駅は最優先すべき駅

### ○その他

- ・新駅をつくる時に車いすのかたなどが1人で移動できるようにすることを目指してどのような駅にするか、考えてほしい
- ・都のバリアフリー情報にはのっているが、鉄道のバリアフリー情報にはのっていないので載せて欲しい

・18ページに記載のとおり、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」に基づき、鉄道事業者に、優先的に整備する予定の駅名やその考え方を含めた整備計画の策定を依頼していきます。

・公共交通事業者等は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で定める新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合させることとされており、駅等におけるバリアフリールート of 最短経路化や乗継ぎルートのバリアフリー化が義務付けられております。

・丁寧な情報案内を鉄道事業者に働きかけていきます。